

厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の契約変更について

平成 25 年 4 月

厚生労働省

I 契約変更に向けた調整

1 厚生労働省ネットワークシステムの活用状況

現在、都道府県労働局において、再就職の促進や雇用の安定等を所管している職業安定部やハローワークの職員（以下「職業安定系統職員」という。）は、職業紹介業務や雇用保険業務等を行うための機能と業務上の連携・情報共有するための電子メール及び電子掲示板（以下「共通サービス」という。）等の機能を有する「ハローワークシステム」を活用している。

一方で、職業安定系統職員のうち幹部職員（6千人）は、厚生労働省の各部局、地方厚生局及び都道府県労働局等を結び共通サービス等の機能を有する「厚生労働省ネットワークシステム」も活用している。

2 次期厚生労働省ネットワークシステムの活用の検討

現行の厚生労働省ネットワークシステムは、平成 25 年 6 月末で契約は終了し、同年 7 月 1 日より次期厚生労働省ネットワークシステムの運用が始まることとなっている。

(1) 検討

この次期システムは、平成 24 年度から開発を行う必要があることから、平成 24 年度に予算を確保し、同年度中に契約を締結する必要がある、平成 23 年度には、職業安定系統職員の取扱いについて、以下の機能面の効果、課題等を基に検討を行うこととしていた。

しかしながら、平成 23 年度前半は、東日本大震災に伴い被災地のハローワークへの端末の緊急増設対応や計画停電対応が必要であったこと、さらに、ハローワークシステムの運用開始時期であったためハローワークシステムの運用に忙殺されていたことから、平成 23 年 9 月より検討を開始することとなった。

- ① 管理部門である総務部からはもちろんのこと、労働基準部（労働基準監督署）、職業安定部（ハローワーク）、雇用均等室において、統一的な指示等の情報連携機能の活用
- ② 労働局運営上の情報、サービス・会計手続き等の情報を電子掲示板に掲示することでの共有化の状況
- ③ 厚生労働省ネットワークシステムを活用している職員数（6千人）の妥当性

(2) 検討結果

上述の検討を行うため、各労働局の実情の調査を行ったところ、厚生労働省ネットワークシステムは、

- ①労働局他部局のトピックスや動きを把握する手段となっていること

- ②労働局総務部から職業安定部・ハローワークの幹部への連絡手法として定着していること
- ③労働局総務部の本省側のカウンターパートである大臣官房地方課からの機微に渡る指示をダイレクト伝える手段となっていること

などから必要不可欠なものとの意見が多数寄せられた。

さらに、利用者数について、現行のシステム利用者 6 千人（職業安定部職員全員及びハローワークの課長級以上の職員）からの拡充（ハローワークの係長級の職員を拡充）を強く求められた。

この結果を踏まえ、職業安定システム職員 1 万人（職業安定部職員全員及びハローワークの係長級以上の職員）が次期厚生労働省ネットワークシステムを活用できるよう対応することとなった。

なお、ハローワークシステム全利用者数 3 万人のうち 1 万人が次期システムを活用できることとなるが、残る 2 万人については、次々期システム更改に向けた課題と考えている。

3 切れ目なく厚生労働省ネットワークシステムを活用するための対応

上記 2 の検討については、平成 24 年 1 月に結果が取りまとまったことから、平成 24 年度予算要求には、次期システムの本体契約に職業安定システム職員 1 万人に係る経費を盛り込むことができなかった。

しかしながら、労働局の行政運営上、職業安定システム職員が切れ目なく厚生労働省ネットワークシステムを利用することは必要不可欠であることから、平成 25 年度予算要求を行い、同年度当初に契約を締結し同年 7 月からの次期システム運用開始に間に合わせるよう作業を進めることとしたところである。

一方で、こうした事態を踏まえ、契約締結後短期間で運用開始に間に合わせるため、平成 24 年度に締結した本体契約の仕様書には「本契約期間中に生じる利用者数の増加数は、現時点では、平成 25 年度中に 1 万人程度と想定している」との一文を記載したところである。

II 契約変更額にかかる調整

1 次期厚生労働省ネットワークシステムの利用形態

職業安定システム職員が次期システムを利用するに当たっては、ハローワークシステムの端末からブラウザベースで接続することとし、また、次期システムに疑義が生じた場合は、ハローワークシステムのヘルプデスクを経由する間接的なヘルプデスクの利用を行う利用形態 B というサービスを活用することとした。

2 契約変更額の調整

本体契約落札業者から次期システムの利用形態 B の利用者数を 1 万人追加する見積もりを取ったところ、本体契約の利用形態 B の 1 人当たりの単価と比較すると高額であったことから、見直しを依頼した。

その後、本体契約の利用形態 B の 1 人当たりの単価と同額まで減額した見積もりが提出された。

本体契約は、一般競争入札により落札されており、この入札額の内訳となる利用形態 B の単価は、最も経済的な金額であると判断し、この単価を基にした見積もりにより、変更契約を行う方針とした。

Ⅲ 今後の対応

今回の契約変更を行うこととなった経緯は、平成 24 年度予算要求時期に職業安定行政職員が次期システムをどのように活用するか精査することとなり、この確認・検討に時間を要したことが要因となっており、予算要求に向けたスケジュール管理の観点が欠如していた面があると考える。

今後こうしたことがないよう、計画的な事務処理に努めてまいりたい。

また、厚生労働省ネットワークシステムの調達に関しては、貴委員会でのご指摘を踏まえ、適正な調達となるよう努めてまいりたい。

現行(～平成25年6月末)

都道府県労働局

総務部

労働局総務
情報システム

均等室

雇用均等行政
情報システム

安定部

ハローワーク
システム

基準部

労働基準行政
情報システム

厚生労働省
ネットワークシステム

6,000ID

次期(平成25年7月～)

都道府県労働局

総務部
均等室

安定部

ハローワーク
システム

基準部

労働基準行政
情報システム

厚生労働省
ネットワークシステム

10,000ID